

# クリーン作戦実施

市と幸手市コミュニティづくり推進協議会が共催し、クリーン作戦を実施します。

## ○大島新田調節池クリーン作戦

日時 6月25日(日)午前8時～9時30分  
場所 大島新田調節池サッカーグラウンド  
(幸手市大字戸島地内集合)



## ○権現堂調節池(行幸湖)クリーン作戦

日時 7月2日(日)午前8時～9時30分  
場所 権現堂調節池(県営権現堂公園2号公園(南側)集合)  
※小雨決行です。ただし、熱中症警戒アラート発表時は中止します。  
中止の場合は午前7時に防災行政無線でお知らせします。  
※ごみ袋・軍手は市で用意します。参加される人は、熱中症などに注意し、随時、水分補給をしてください。  
※駐車場には限りがありますので、自転車などでの来場もご検討ください。

## ○幸手市コミュニティづくり推進協議会

市内58団体が加入しています。加入団体が協力し「自治と連携」の時代にふさわしいコミュニティづくりを目指しています。

問合せ 市民協働課 ☎(43) 1111 内線 172

# コバトンベビーギフト

埼玉県は、市町村と連携して子どもが生まれたご家庭へ「埼玉県に生まれてくれてありがとう」の気持ちを込めたギフトをお贈りします。

### ▼対象(①、②の両方を満たす人)

- ①幸手市に在住のご家庭
- ②令和5年4月1日以降に生まれた子どもがいるご家庭

### ▼申請期限

お子さんの1歳の誕生日の前日まで

### ▼用意するもの

- ①申請する人と子ども、現住所、誕生日が記載された住民票(本籍およびマイナンバーの記載がないもの)の写真
- ②こども支援課で、児童手当・子ども医療費申請手続きの際にもらった「コバトンベビーギフト」のチラシ

### ▼申請の流れ

上記②でもらったチラシのQRコードからサイトへアクセスし、必要事項を入力、登録し、ギフトなどを選択してください。

### ▼お届け予定

申請から約1か月前後で県が委託した受託者がお届けします。  
※申請は、子ども一人につき1回となります。双子以上の場合は、一人につき1回ずつ応募フォームで申請してください。  
※ギフトの内容は、変更する場合があります。

問合せ コバトンベビーギフト受付センター ☎0120(860)678  
こども支援課 ☎(42)8454



# 令和5年度 市・県民税について

令和5年度の市・県民税が課税される人に、税額などを記載した納税通知書を6月6日(火)に郵送します。市・県民税(住民税)は、前年中の所得を基に計算し、令和5年1月1日現在で市内に住所を有する人に課税しています。納期限内の納付をお願いします。

問合せ 税務課 ☎(43) 1111 内線 133・FAX(43) 1125

納付の方法は・・・

## ●納付書による納付(普通徴収)

個人事業者や毎月の給与から市・県民税を天引きすることができない人は、市から郵送される納付書で、各納期限までに納付してください。  
普通徴収の納期限は年4回です。

第1期	第2期	第3期	第4期
6月30日(金)	8月31日(木)	10月31日(火)	令和6年 1月31日(水)

## ●給与からの天引き(特別徴収)

給与所得のある人は、市から給与支払者あてに特別徴収税額決定通知書が郵送され、毎月の給与から市・県民税が天引きされます。

## ●公的年金から天引き

以下の要件のすべてに当てはまる人は、年6回の年金受給の際に年金所得に係る市・県民税が年金から天引きされます。なお、公的年金以外に給与や事業など他の所得のある場合には、納付書による納付(普通徴収)や給与からの天引き(特別徴収)により別途納付することになります。

- ・前年中に公的年金を受給していた
- ・令和5年4月1日現在65歳以上である
- ・令和5年4月1日時点で国民年金法に基づく老齢基礎年金などの公的年金を年額で18万円以上受給しており、介護保険料が年金から天引きされている

## ～扶養控除などの申告はお済みですか～

所得税の確定申告をする必要がない場合でも、配偶者控除、扶養控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除などについて、市・県民税の申告をすることで税額を低く抑えることができます(確定申告がお済みの人は、必要はありません)。また、市・県民税は申告する人が障がい者、ひとり親、寡婦、未成年の場合は、合計所得金額が135万円以下であれば、非課税になります。

なお、税法上の扶養親族として控除対象になっている人は、ご本人の申告がなくても、非課税証明書が発行できます。ただし、所得が0円であるなど所得の証明が必要な場合や、市が実施する行政サービスを受ける場合は、ご本人の申告が必要です。また、収入などがある場合は、申告後すぐに証明書の発行はできませんのでご注意ください。

### 令和5年度の主な税制改正

- ・住宅借入金特別税額控除における控除適用期間の延長
  - ・未成年者の年齢引き下げ
  - ・セルフメディケーション税制の延長
- 詳しくは市ホームページをご覧ください。

### 各種税証明書の発行について

令和5年度の住民税決定証明書、所得証明書、非課税証明書は、6月6日(火)から取得できます。ただし、市・県民税の全額が給与天引きの人に限り、それ以前でも取得できます。